

VI 税制・税務一般

1 市税一覧表（平成 28・29 年度）

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
市 民 税	個人 市 民 税	(1) 市内に住所を有する 個人	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から平成 35 年度まで 3,500 円)	普通徴収 又は 特別徴収	1 期 6 月 2 期 8 月 3 期 10 月 4 期 翌年 1 月 給与所得者 6 月～翌年 5 月各月分 を翌月 10 日 まで 公的年金受 給者 4 月～ 翌年 2 月各 月分（偶数 月に限る） を翌月 10 日 まで（開始 年度は年税 額の 1/2 は 6 月, 8 月 に普通徴収 となる）
			(所得割) ア 所得割（分離課税に係る所得割を除く。） (ア) 課税総所得金額（注 1）若しくは課税退職所得金額 又は課税山林所得金額に一律 6%（平成 30 年度からは 8%）の税率を適用する。 (イ) 次の各所得金額については、特別の税率による。 土地建物等の課税長期譲渡所得金額，土地建物等の 課税短期譲渡所得金額，株式等に係る課税譲渡所得等 の金額（注 1），上場株式等に係る課税配当所得等の金 額（注 2），先物取引に係る課税雑所得等の金額 (注 1) 特別徴収で徴収が完結した特定株式等譲渡所 得金額に係る所得を除きます。 (注 2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課 税配当所得等の金額に限ります。 イ 分離課税に係る所得割 退職所得の金額（退職手当等の収入金額から退職所得控 除額を差し引いた後の 1/2 の額）に一律 6% の税率を適用 する。		
		(2) 市内に事務所，事業所 又は家屋敷を有する個 人で同一区内に住所を 有しないもの	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から平成 35 年度まで 3,500 円)	普通徴収	6 月

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率		徴収方法	納期
市 民 税	法人	(3) ア 市内に事務所又は事業所を有する法人 イ 市内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する準法人又は公益法人等	(均等割)			
			資本金等の額	区内の従業者数		
			① 資本金等の額を有しない法人		50,000円	各事業年度終了の日の翌日から2月以内(法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長、中間申告の場合は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内)に申告納付。 ただし、均等割申告を行う公益法人等については4月30日までに申告納付。
			② 1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円	
				50人超	120,000円	
			③ 1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人以下	130,000円	
				50人超	150,000円	
			④ 1億円を超え、10億円以下である法人	50人以下	160,000円	
				50人超	400,000円	
			⑤ 10億円を超え、50億円以下である法人	50人以下	410,000円	
				50人超	1,750,000円	
			⑥ 50億円を超える法人	50人以下	410,000円	
				50人超	3,000,000円	
			(注) 1 資本金等の額とは、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し、大きい方の額をいう。 ① 法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額 ② 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」 2 法人課税信託の受託者については、「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。			
			(法人税割) 法人税額の11.9%(平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については14.5%)。ただし、以下の法人は9.7%(平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については12.3%)の税率を適用する。 ① 資本金等の額が3億円(平成13年3月31日以前に終了した事業年度分については1億円)以下で、課税標準となる法人税額年1,600万円以下の法人 ② 資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)又は準法人で、課税標準となる法人税額年1,600万円以下のもの ③ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人			

市 民 税	法人 市 民 税	<p>(4)</p> <p>ア 市内に寮等を有する法人，準法人又は公益法人等でその市内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>イ 市内に事務所又は事業所を有する収益事業を行わない公益法人等</p>	<p>(均等割)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>区内の従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資本金等の額を有しない法人</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②1,000万円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③1,000万円を超え，1億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④1億円を超え，10億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤10億円を超え，50億円以下である法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥50億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 資本金等の額とは，資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいう。</p> <p>平成27年4月1日以後に開始する事業年度から，均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し，大きい方の額をいう。</p> <p>①法人税法上の資本金等の額—無償減資等による欠損てん補額+無償増資額</p> <p>②「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」</p> <p>2 法人課税信託の受託者については，「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。</p>	資本金等の額	区内の従業員数	税率	①資本金等の額を有しない法人		50,000円	②1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	③1,000万円を超え，1億円以下である法人	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	④1億円を超え，10億円以下である法人	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	⑤10億円を超え，50億円以下である法人	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	⑥50億円を超える法人	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円	<p>各事業年度終了の日の翌日から2月以内（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長，中間申告の場合は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内）に申告納付。</p> <p>ただし，均等割申告を行う公益法人等については4月30日までに申告納付。</p>
			資本金等の額	区内の従業員数	税率																														
①資本金等の額を有しない法人		50,000円																																	
②1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円																																	
	50人超	120,000円																																	
③1,000万円を超え，1億円以下である法人	50人以下	130,000円																																	
	50人超	150,000円																																	
④1億円を超え，10億円以下である法人	50人以下	160,000円																																	
	50人超	400,000円																																	
⑤10億円を超え，50億円以下である法人	50人以下	410,000円																																	
	50人超	1,750,000円																																	
⑥50億円を超える法人	50人以下	410,000円																																	
	50人超	3,000,000円																																	
<p>(5)</p> <p>ア (3)のア，イ又は(4)のイのうち，法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの</p> <p>イ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で，区内に事務所又は事業所を有するもの</p>	<p>(法人税割)</p> <p>法人課税信託に係る法人税額の11.9%（平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については14.5%）</p>																																		
固定資産税	所有者	土地 家屋 償却資産	固定資産課税台帳に登録された価格（土地については，負担調整措置等に基づいて計算された額）の1.4%	普通徴収	1期4月 2期7月 3期12月 4期翌年2月																														

(注)「市民税」の欄中「準法人」とは，法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものをいう。

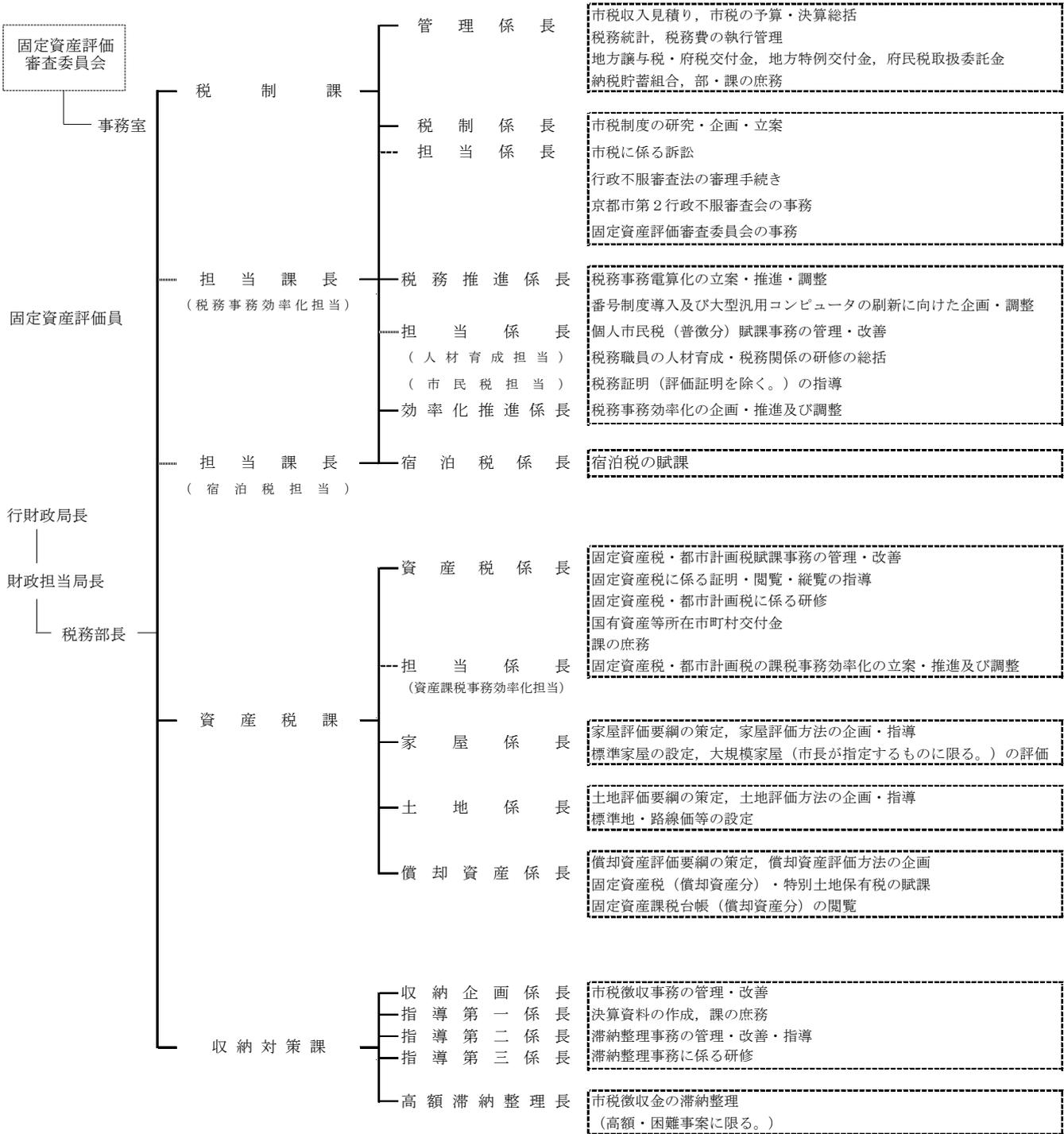
区分 税目	納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期		
軽 自 動 車 使 用 者	(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの (エに掲げるものを除く。) イ 2輪のもので、総排気量が50ccを超え、90cc以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの ウ 2輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの又は定格出力が0.8kwを超えるもの エ 3輪以上のもの総排気量が20ccを超えるもの又は定格出力が0.25kwを超えるもの	1台について		普通徴収	5月	
		年 額	2,000円			
		年 額	2,000円			
		年 額	2,400円			
		年 額	3,700円			
	(2) 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの イ その他 (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) (イ) 3輪のもの (ウ) 4輪以上のもの 乗用のもの 自家用 貨物用のもの 自家用	1台について				
		年 額	2,400円			
		年 額	3,600円			
		年 額	3,900円			
		年 額	10,800円			
	(3) 軽自動車 ア 雪上車 イ その他 (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)で総排気量250cc以下 (イ) 3輪のもの (ウ) 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 自家用	1台について				
		年 額	3,600円			
		年 額	3,600円			
		年 額	3,100円 ※1 3,900円 ※2 4,600円 ※3 1,000円 ※4 2,000円 ※4 3,000円 ※4			
		年 額	5,500円 ※1 6,900円 ※2 8,200円 ※3 1,800円 ※4 3,500円 ※4 5,200円 ※4			
年 額		7,200円 ※1 10,800円 ※2 12,900円 ※3 2,700円 ※4				

貨物用のもの	営業用	年 額	5,400 円 ※4		
			8,100 円 ※4		
		3,000 円 ※1			
		3,800 円 ※2			
		4,500 円 ※3			
		1,000 円 ※4			
自家用	年 額		1,900 円 ※4		
			2,900 円 ※4		
			4,000 円 ※1		
			5,000 円 ※2		
			6,000 円 ※3		
			1,300 円 ※4		
	2,500 円 ※4				
	3,800 円 ※4				
<p>※1 平成 27 年 3 月 31 日以前の新規検査分 ※2 平成 27 年 4 月 1 日以降の新規検査分 ※3 新規検査から 13 年を経過 ※4 グリーン化特例(軽課)により平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽自動車。燃費性能に応じて平成 29 年度分のみ適用される。(別表参照。)</p>					
(別表)					
		税率	税率		
車種区分		電気・天然ガス*1	ガソリン・ハイブリッド*2		
			基準 1 *3	基準 2 *4	
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四輪以上	乗用自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円	
	乗用営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	
	貨物自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	
	貨物営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円	
<p>*1 ポスト新長期規制+10%NOx 低減達成車 *2 ガソリンを内燃機関の燃料とするもので、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) *3 乗用:平成 32 年度燃費基準+20%達成車, 貨物:平成 27 年度燃費基準+35%達成車 *4 乗用:平成 32 年度燃費基準達成車, 貨物:平成 27 年度燃費基準+15%達成車 (注) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載</p>					
(4) 2 輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	1 台について	年 額	6,000 円		

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
市 た ば こ 税	卸売販売業者等 製造たばこの製造者	小売販売業者に売り渡した 製造たばこ等	1,000本につき5,262円 紙巻たばこ三級品1,000本につき3,355円	申告納付 又は 普通徴収	毎月分を翌月 末日まで 毎月分を翌月 15日から末日 まで
	たばこ販売業者等	※手持品課税 平成29年4月1日午前0時 現在において販売のために 所持する紙巻たばこ三級品 (合計5,000本以上)	紙巻たばこ三級品1,000本につき430円	申告納付	平成29年10 月2日
入 湯 税		鉱泉浴場(温泉施設)の入湯 客	(1) 宿泊客 1人1泊につき150円 (2) 日帰り客 1人1日につき100円 ※課税免除 ①12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある 者 ②共同浴場又は「銭湯(公衆浴場法に規定する公衆浴場)」 の入湯者 ③入湯料金が1,000円(消費税額及び地方消費税額に相当 する額を除く。)以下である施設において日帰りで入湯す る者 ④学校(大学を除く。)の生徒等で、修学旅行その他学校 行事に参加している者及びその引率者 ⑤医療提供施設において入湯する者	特別徴収	特別徴収義 務者(鉱泉浴 場を経営さ れている方) は、入湯客か ら入湯税を 徴収し、毎月 末日までに 前月分を納 入する。
事 業 所 税		事務所又は事業所において 法人又は個人が行う事業	(1) 事業所用家屋の床面積1㎡について600円 ※免税点1,000㎡以下 (2) 従業者給与総額の0.25% ※免税点100人以下	申告納付	法人は事業年 度終了の日か ら2月以内 個人は翌年の 3月15日まで
都 市 計 画 税	所 有 者	都市計画法に定める市街化 区域に所在する土地及び家 屋	固定資産課税台帳に登録された価格(土地については、負担 調整措置等に基づいて計算された額)の0.3%	普通徴収	第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年 2月

2 税務機構及び事務分掌 (平成30年4月1日現在)

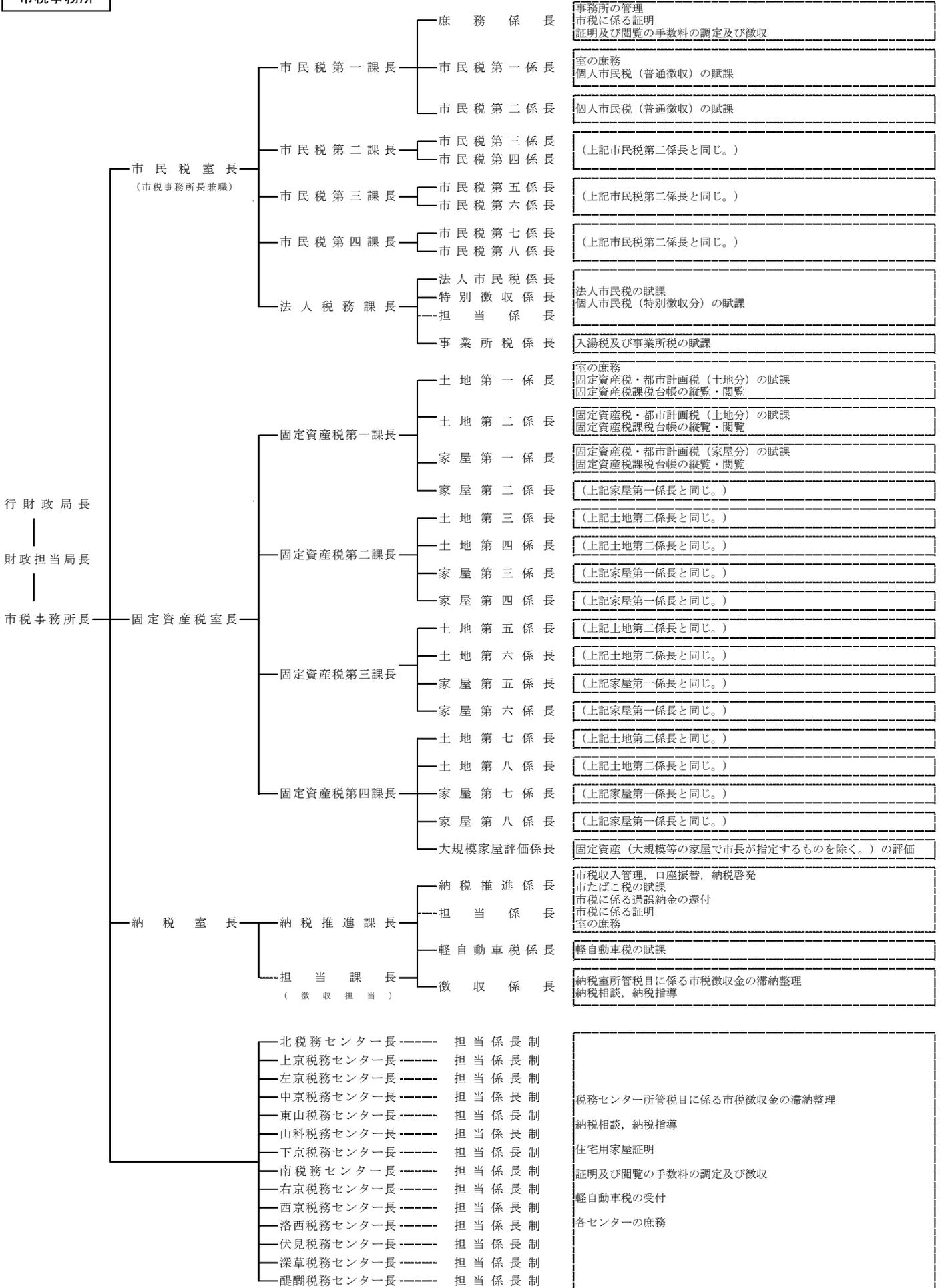
行財政局税務部



1部3課 (部長級1, 課長級5, 係長級17)

(注) 表中 は主な事務である。

市税事務所



3室（部長級3、課長級25、係長級84）
(注) 表中「-----」は主な事務である。

3 税務職員数

(1) 職員数の推移 (各年度とも5月1日)

(単位：人)

区分 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
行財政局	125 (7)	130 (7)	132 (7)	136 (8)	137 (9)
区役所・支所	564 (21)	530 (41)	533 (42)	536 (40)	537 (42)
計	689 (28)	660 (48)	665 (49)	672 (48)	674 (51)

(単位：人)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度
行財政局 税務部	63 (2)	64 (2)	64 (2)	72 (2)
行財政局 市税事務所	556 (49)	557 (51)	536 (54)	529 (54)
計	619 (51)	621 (53)	600 (56)	601 (56)

(注) () 内は非常勤嘱託員数及び再任用職員数(内数)である。

(2) 職員数の明細 (平成30年5月1日現在)

ア 行財政局 税務部

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐職	課長職	部長職	計	合計
税制課	管理担当	4	1		1	1	7	32
	税制担当	5	2				7	
	税務推進担当 効率化担当	7	1	2	1		11	
	宿泊税担当	5	1		1		7	
資産税課	資産税担当	5	2		1		8	26 (1)
	家屋担当	3	1				4	
	土地担当	6	1				7	
	償却資産担当	6 (1)		1			7 (1)	
収納対策課	収納企画担当	4 (1)	1		1		6 (1)	14 (1)
	指導担当	2	3				5	
	高額滞納整理担当	2	1				3	
合計		49 (2)	14	3	5	1	72 (2)	72 (2)

(注) 税務部長は税制課管理担当に含んでいる。

(注) 事務職員のうち、資産税課の()内は再任用職員数(内数)である。

(注) 事務職員のうち、収納対策課の()内は非常勤嘱託員数(内数)である。

イ 市税事務所

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐職	課長職	部長職	計	合計
市民税室	市民税第一担当	22 (1)	2	1	1	1	27 (1)	142 (3)
	市民税第二担当	25 (2)	2		1		28 (2)	
	市民税第三担当	22	2		1		25	
	市民税第四担当	24	1	1	1		27	
	法人税務担当	30	4		1		35	
固定資産税室	固定資産税第一担当	27 (3)	4		1	1	33 (3)	134 (9)
	固定資産税第二担当	31 (2)	4		1		36 (2)	
	固定資産税第三担当	28 (2)	4		1		33 (2)	
	固定資産税第四担当	26 (2)	4	1	1		32 (2)	
納税室	納税推進担当	30 (3)	3	1	2	1	37 (3)	37 (3)
北税務センター		13 (3)	3	1	1		18 (3)	18 (3)
上京税務センター		9 (2)	3 (1)		1		13 (3)	13 (3)
左京税務センター		16 (3)	4	1	1		22 (3)	22 (3)
中京税務センター		12 (1)	3	1	1		17 (1)	17 (1)
東山税務センター		7 (2)	3 (1)		1		11 (3)	11 (3)
山科税務センター		15 (3)	3 (1)	1	1		20 (4)	20 (4)
下京税務センター		9 (2)	3	1	1		14 (2)	14 (2)
南税務センター		12 (3)	3	1	1		17 (3)	17 (3)
右京税務センター		17 (4)	5		1		23 (4)	23 (4)
西京税務センター		8 (2)	3		1		12 (2)	12 (2)
洛西税務センター		5 (3)	1	1	1		8 (3)	8 (3)
伏見税務センター		17 (3)	4		1		22 (3)	22 (3)
深草税務センター		6 (2)	3		1		10 (2)	10 (2)
醍醐税務センター		6 (3)	2		1		9 (3)	9 (3)
合計		417 (51)	73 (3)	11	25	3	529 (54)	529 (54)

(注) 市税事務所長は市民税第一担当に、固定資産税室長は固定資産税第一担当に含んでいる。

(注) 事務職員及び係長職のうち()内は再任用職員数(内数)である。

4 徴税費

(1) 平成29年度決算額及び平成30年度予算額

(単位:千円)

区 分		29年度決算額	30年度当初予算額	
(A) 徴收費計 (a+b)		5,783,639	6,507,416	
人件費	基本給	2,587,869	2,637,420	
	諸手当	1,188,027	1,394,402	
	その他	709,016	730,090	
	人件費計 (a)	4,484,912	4,761,912	
物件費	ア 需用費	旅費	2,262	4,189
		賃金	41,459	43,924
		その他	1,254,701	1,697,001
		計	1,298,422	1,745,114
	イ 報奨金等	納期前納付報奨金		
		納税奨励金	305	390
		計	305	390
	ウ	その他	0	0
	物件費計 (b)		1,298,727	1,745,504
	(B) 市税収入額		255,709,989	285,330,000
徴税費の割合	徴税費合計(A) / (B)	2.3%	2.3%	
	人件費 (a) / (B)	1.8%	1.7%	
	物件費 (b) / (B)	0.5%	0.6%	
税務関係職員		605 人	606 人	

- (注) 1 還付金, 還付加算金を除く。
 2 人件費, 物件費及び税務関係職員数には情報化推進室関係分を含んでいる。
 3 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

(2) 徴税費等の推移

区 分		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算
	市 税 収 入 ①	千円 252,119,049	千円 252,959,966	千円 251,644,020	千円 255,709,989
	個 人 府 民 税 収 入 ②	52,828,922	54,133,037	54,972,175	56,389,320
	計 ③	304,947,971	307,093,003	306,616,195	312,099,309
	徴 収 費 (推 計) ④	6,701,898	6,166,234	5,940,574	5,783,639
うち	人 件 費 ⑤	5,382,679	4,835,527	4,637,088	4,484,912
	物 件 費 ⑥	1,319,219	1,330,707	1,303,486	1,298,727
	市税・徴収割合 ④/①	2.7%	2.4%	2.4%	2.3%
うち	人 件 費 ⑤/①	2.1%	1.9%	1.8%	1.8%
	物 件 費 ⑥/①	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	人 口 ⑦	(26.10.1) 人 1,469,253	(27.10.1) 人 1,474,570	(28.10.1) 人 1,474,735	(29.10.1) 人 1,472,027
	世 帯 数 ⑧	世帯 698,749	世帯 705,758	世帯 711,558	世帯 715,904
	人 口 1 人 当 り 徴 税 費 ④/⑦	円 4,561	円 4,182	円 4,028	円 3,929
	1 世 帯 当 り 徴 税 費 ④/⑧	9,591	8,737	8,349	8,079
	(参考) 人 口 1 人 当 り 市 税 収 入 ①/⑦	171,597	171,548	170,637	173,713
	(参考) 1 世 帯 当 り 市 税 収 入 ①/⑧	360,815	358,423	353,652	357,185
	税 関 係 職 員 数 (情 報 化 推 進 室 職 員 を 含 む) ⑨	(26.3末) 人 680	(27.3末) 人 623	(28.3末) 人 625	(29.3末) 人 605
	職 員 1 人 当 り 徴 税 費 ④/⑨	千円 9,856	千円 9,898	千円 9,505	千円 9,560
うち	人 件 費 ⑤/⑨	7,916	7,762	7,419	7,413
	物 件 費 ⑥/⑨	1,940	2,136	2,086	2,147
	市 税 調 定 件 数 ⑩	千件 4,639	千件 4,606	千件 4,604	千件 4,592
	1 件 当 り 徴 税 費 ④/⑩	円 1,445	円 1,339	円 1,290	円 1,260
うち	人 件 費 ⑤/⑩	1,160	1,050	1,007	977
	物 件 費 ⑥/⑩	284	289	283	283
	府 民 税 取 扱 委 託 金 ⑪	千円 1,808,531	千円 1,815,320	千円 2,070,231	千円 2,027,695
	府 民 税 徴 収 費 割 合 ⑪/②	3.4%	3.4%	3.8%	3.6%
	全 税 収 に 対 す る 府 民 税 の 割 合 ②/③	17.3%	17.6%	17.9%	18.1%

- (注) 1 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。
2 還付金, 還付加算金を除く。

